



愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年10月11日金曜日 第46号

◇ 目 次 ◇

公有水面埋立地の用途の変更許可.....	(港湾海岸課) ...	595
公共測量の実施の通知(3件).....	(道路維持課) ...	597
住宅確保要配慮者居住支援法人の指定.....	(建築住宅課) ...	597
落札者等の告示(2件).....	(会計課) ...	598
道路の区域変更(県道大島環状線).....	(東予地方局今治土木事務所) ...	598
道路の区域変更(県道名駒友浦線).....	(") ...	598
道路の区域変更(県道名駒友浦線).....	(") ...	598
道路の区域変更(県道岩城環状線).....	(") ...	599
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	599
道路の区域変更(県道宇和島下波津島線).....	(南予地方局管理課) ...	599
道路の供用開始(県道宇和島下波津島線外).....	(") ...	599
落札者等の告示.....	(高校教育課) ...	600

公 告

大型乗用自動車(スクールバス)の購入.....	(会計課) ...	600
-------------------------	-----------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第582号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第13条ノ2第1項の規定に基づき、次のように埋立地の用途の変更を許可した。

令和元年10月11日

東予港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 中村 時 広

1 埋立地の用途の変更を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

1) 全 体

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1、7番8、

7番7及び7番21の地先公有水面

2) 1 工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1の地先公有

水面

3) 2 工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち5番、6番1、7番8、

7番7及び7番21の地先公有水面

イ 区域

1) 全 体

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和55年6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+3.31メートルにより決定)により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

の地点 基点から291度49分14秒3,103.10メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒2.00メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒40.60メートルの地点

の地点 の地点から253度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒607.40メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒700.00メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒593.78メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒3.22メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒56.22メートルの地点

2) 1 工区

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和55年 6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+3.31メートルにより決定)により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

の地点 基点から291度49分14秒3.103.10メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒2.00メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒40.60メートルの地点

の地点 の地点から253度56分54秒4.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒137.40メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒320.00メートルの地点

の地点 の地点から163度01分45秒180.02メートルの地点

3) 2 工区

次の各地点のうち の地点から の地点までを順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和55年 6月14日付け愛媛県指令50港第61号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線(D.L.+3.31メートルにより決定)により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

の地点 基点から295度48分06秒2.855.10メートルの地点

の地点 の地点から343度01分45秒180.02メートルの地点

の地点 の地点から253度56分54秒320.00メートルの地点

の地点 の地点から343度56分54秒470.00メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒700.00メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒593.78メートルの地点

の地点 の地点から73度56分54秒3.22メートルの地点

の地点 の地点から163度56分54秒56.22メートルの地点

ウ 面積

1) 全 体

455,018.62平方メートル

2) 1 工区

57,697.52平方メートル

3) 2 工区

397,321.10平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

1) 全 体

愛媛県西条市ひうち字西ひうち 3番11、3番49、4番、5番、6番1、6番30、7番8、7番7、7番19、7番20及び7番21の地内並びに同市ひうち字西ひうち 3番11、4番、5番、6番1、7番8及び7番7の地先公有水面

2) 1 工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち 3番11、3番49、4番、5番、6番1及び6番30の地内並びに同市ひうち字西ひうち 3番11、4番、5番及び6番1の地先公有水面

3) 2 工区

愛媛県西条市ひうち字西ひうち 6番1、7番8、7番7、7番19、7番20及び7番21の地内並びに同市ひうち字西ひうち 3番11、4番、5番、6番1、7番8、7番7、7番21及び7番19の地先公有水面

イ 区域

1) 全 体

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から290度15分02秒3.200.78メートルの地点

②の地点 ①の地点から343度56分54秒360.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から348度14分15秒401.12メートルの地点

④の地点 ③の地点から73度56分54秒900.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から159度39分33秒401.12メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点

2) 1 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から290度15分02秒3.200.78メートルの地点

②の地点 ①の地点から343度56分54秒190.00メートルの地点

③の地点 ②の地点から73度56分54秒450.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から163度01分45秒190.02メートルの地点

3) 2 工区

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

基点(天神山三等三角点)は、北緯33度55分41秒4762、

東経133度12分51秒3285の地点。

①の地点 基点から295度39分14秒2.848.32メートルの地点

②の地点 ①の地点から343度01分45秒190.02メートルの地点

③の地点 ②の地点から253度56分54秒450.00メートルの地点

④の地点 ③の地点から343度56分54秒170.00メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から348度14分15秒401.12メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から73度56分54秒900.00メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から159度39分33秒401.12メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から163度56分54秒360.00メートルの地点

ウ 面積

- 1) 全 体
717,599.59平方メートル
- 2) 1 工区
85,789.58平方メートル
- 3) 2 工区
631,810.01平方メートル

3 埋立地の用途

(1) 変更前

用 途	規 模
木材・木製品製造業用地	約5.0ha
流通施設用地	約5.0ha
漁業施設用地	約6.5ha
緑地	約26.8ha
道路用地	約2.2ha

(2) 変更後

用 途	規 模
木材・木製品製造業用地	約5.0ha
流通施設用地	約5.0ha
漁業施設用地	約6.5ha
パルプ・紙・紙加工品製造業用地	約5.0ha
非鉄金属製造業用地	約2.4ha
港湾運送業用地	約1.5ha
緑地	約17.0ha

緑地	約1.0ha
道路用地	約2.2ha

4 埋立ての免許の年月日及び番号

平成9年7月18日

5 埋立地の用途の変更許可年月日

令和元年7月25日

○愛媛県告示第583号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年9月25日から
令和2年1月15日まで
- 3 作業地域 愛媛県松山市北梅本町

○愛媛県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、今治市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（令和元年度今治市空中写真撮影業務委託）
- 2 作業期間 令和元年9月27日から
令和2年3月30日まで
- 3 作業地域 今治市全域

○愛媛県告示第585号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 令和元年10月15日から
令和2年3月31日まで
- 3 作業地域 西条市小松町新屋敷

○愛媛県告示第586号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、次のとおり住宅確保要配慮者居住支援法人を指定した。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称及び住所
NPO法人SHARE LIFE DESIGN

愛媛県松山市新立町4番38号
 2 支援業務を行う事務所の所在地
 愛媛県松山市新立町4番38号

3 指定年月日
 令和元年9月30日

○愛媛県告示第587号

次のとおり落札者を決定した。
 令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
モニタリングポスト等12式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年8月9日	四国通商株式会社 香川県高松市丸の内4番4号	216,700,000円	一般競争入札	令和元年6月28日

○愛媛県告示第588号

次のとおり落札者を決定した。
 令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
非常用発電機等9式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年8月9日	四国通商株式会社 香川県高松市丸の内4番4号	75,900,000円	一般競争入札	令和元年6月28日

○愛媛県告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市吉海町泊369番1地先から 同町泊393番1地先まで	旧	メートル 12.2～44.5	キロメートル 0.112	
		今治市吉海町泊363番2から 同町泊393番2まで	新	21.2～52.2	0.112	

○愛媛県告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	名駒友浦線	今治市吉海町名2207番15から 同町名2207番15まで	旧	メートル 5.3～11.6	キロメートル 0.049	
		今治市吉海町名2207番15から 同町名2207番15まで	新	5.3～11.6	0.049	

○愛媛県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	名駒友浦線	今治市吉海町名847番3から 同町名847番3まで	旧	メートル 9.3~10.9	キロメートル 0.017	
		今治市吉海町名847番5から 同町名847番5まで	新	10.1~17.1	0.017	

○愛媛県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	岩城環状線	越智郡上島町岩城6157番2から 同町岩城6157番2まで	旧	メートル 2.9~3.1	キロメートル 0.012	
		越智郡上島町岩城6157番2から 同町岩城6157番2まで	新	2.9~5.8	0.012	

○愛媛県告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、八幡浜市土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年10月11日

愛媛県南予地方局長 大北 秀

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	矢野 哲	八幡浜市真網代丙247番地7

○愛媛県告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町近家乙676-2	旧	メートル 27.7~50.1	キロメートル 0.045	
		宇和島市津島町近家乙676-2	新	27.7~50.1	0.045	

○愛媛県告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町近家乙676-2	令和元年10月11日
〃	網代鳥越線	宇和島市津島町成474-11から 同町成474-6まで	〃

○愛媛県告示第596号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
インターネット実習対応パソコンの借入れ一式 (サーバー25台、パーソナルコンピュータ925台、プリンタ113台、プロジェクタ25台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式)	愛媛県教育委員会 事務局指導部高校教育課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和元年9月24日	四国通建株式会社 今治市南大門町1丁目1番地の15	5,342,040円 (月額)	一般競争入札	令和元年8月13日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年10月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
大型乗用自動車(スクールバス)の購入
- (2) 購入物品名及び数量
大型乗用自動車(スクールバス) 1台
(使用に当たり必要な登録、搬入、調整、説明等一式を含む。)
- (3) 購入物品の内容等
入札説明書等による。
- (4) 納入期限
令和2年3月16日(月)
- (5) 納入場所
みなら特別支援学校
(東温市見奈良1545)
- (6) 入札方法

ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29~31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円

滑に実施できる者であること。

- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話(089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限

電子入札による場合は、令和元年11月20日(水)午前9時から同月21日(木)午前9時59分まで

紙入札による場合は、令和元年11月21日(木)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和元年11月21日(木)午前10時

愛媛県総務部入札室兼会議室 本館2階

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限: 令和元年11月13日(水)午後5時

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者

であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力のうち、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接または郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: School bus for special support education school use , 1
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m. , 21 November 2019
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156